

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和5年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険に関する事務			
②事務の概要	1. 地方税法(昭和25年法律第226号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に基づき、国民健康保険の資格の得喪及び変更等の管理、被保険者証・被保険者資格証明書・高齢受給者証等の発行、療養費等の給付並びに保険税の賦課及び減免に関する事務を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務に利用する。 ①国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること ②国民健康保険の給付に関すること ③国民健康保険税の賦課及び減免に関すること 3. 国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。また、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。			
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 医療保険者等向け中間サーバー等			
2. 特定個人情報ファイル名				
国民健康保険ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第1の16の項及び30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第16条及び第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2及び26条 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項			

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部保険年金課 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部保険年金課 電話番号042-544-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I-1-③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム 5. 国保情報集約システム	事前	
平成29年6月8日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年5月22日 時点	事後	
平成29年6月8日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年5月22日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106、109の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45、46の項)	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、46の項 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109及び120の項	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長	保険年金課長 岡本 由紀子	保険年金課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年5月22日 時点	平成31年1月22日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年5月22日 時点	平成31年1月22日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1、提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9、従業員に対する教育・啓発」までを追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	I-1-②事務の概要	1. 地方税法(昭和25年法律第226号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に基づき、国民健康保険の資格の得喪及び変更等の管理、被保険者証・被保険者資格証明書・高齢受給者証等の発行、療養費等の給付並びに保険税の賦課及び減免に関する事務を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務に利用する。 ①国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること ②国民健康保険の給付に関すること ③国民健康保険税の賦課及び減免に関すること	1. 地方税法(昭和25年法律第226号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に基づき、国民健康保険の資格の得喪及び変更等の管理、被保険者証・被保険者資格証明書・高齢受給者証等の発行、療養費等の給付並びに保険税の賦課及び減免に関する事務を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務に利用する。 ①国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること ②国民健康保険の給付に関すること ③国民健康保険税の賦課及び減免に関すること 3. 国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。また、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。	事後	
令和2年11月17日	I-1-③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム 5. 国保情報集約システム	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年11月17日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第1の16の項及び30の項	番号法第9条第1項並びに別表第1の16の項及び30の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、46の項 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、 33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、 106、109、120の項	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、46の項 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、 33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、 106、109及び120の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年11月17日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月22日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月22日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和3年8月30日	I-3法令上の根拠	番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第16条及び 第24条	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事前	
令和3年8月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、46の項	(別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2及び26条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、 33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、 106、109及び120の項	(別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、 33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、 106、109、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第1 条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第 10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第 19条。、第20条、第22条の2、第24条の2、第25 条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第 46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条 の3	事後	
令和3年8月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年8月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和5年9月8日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年9月8日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2及び26条 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条。、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45、46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条、第25条、第25条の2及び26条 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	